★　令和９年度学校体育館利用申請の流れについて

１　利用期間
　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日（１２月２９日～１月３日を除く）

２　利用時間
（１）　小学校
　　平日　　午後４時から午後１０時まで
　　土・日　午前９時から午後１０時まで
（２）　中学校及び義務教育学校　午後７時から午後１０時まで

３　令和９年度利用許可予定学校
（１）予定通り利用できる学校
　大岩田小、真鍋小、都和小、荒川沖小、中村小、上大津東小、右籾小、
　菅谷小、旧宍塚小、旧上大津西小、旧藤沢小、旧山ノ荘小
　一中、二中、三中、四中、五中、六中、都和中、新治学園
（２）空調工事による利用停止予定学校（５月～９月中の一定期間）
　土浦小、第二小、東小、都和南小、乙戸小、神立小

４　長寿命化改良事業による利用不可学校
　下高津小学校

５　申請方法　**専用フォーム又は郵送による申込みとなります。**
　　下記 HP を参照してください。
　https://www.city.tsuchiura.lg.jp/kanko-bunka-sports/news/page023527.html

６　基本的な考え方
　各学校体育館は、利用の要件を満たす団体に対して、学校教育に支障のない範囲内で開放する。
（１）　希望内容が重なり、両者話し合い等で調整できない場合の優先順位
　　第１順位　土浦市関連事業、市地域クラブ（ブルーオーシャン）、
　　　土浦市内学校部活動関連
　　第２順位　土浦市スポーツ少年団加盟団体
　　第３順位　一般スポーツ団体（チームとしてイベントや大会に出場歴があるチーム）
　　第４順位　家族や友人同士で構成する任意団体

※令和９年度は空調工事が大規模に実施されますので、皆様譲り合いのご協力お願いいたします。

（２）新たな利用希望団体への対応

新たな団体からの利用希望があった場合には、受け入れることを基本として調整を図る。

７　学校体育館利用調整方法について

（１）まず、第一希望で日程を埋めていきます。

（２）第一希望が被った場合は、優先順位と第二希望の状況を確認し、調整していきます。

（３）両者が同じ優先順位の場合は、当該団体に条件を聞き取り調査し、その上で調整できない場合は、隔週又は半面利用で調整します。

（４）第一希望調整完了後、第二希望の調整に入ります。なお、第二希望以降で重複した場合は、週の回数・時間が少ない団体を優先に調整するものとします。

（５）人気の学校、時間帯で半分以上同じメンバーで構成する団体が複数存在した場合は、その団体同士で半面利用など調整してもらいます。

※中学校は、利用団体の規模が 15 名以下の場合は原則半面ずつ開放します。